全国大会盛岡市代表選手激励費交付規程

(目的)

第1条 市民のスポーツに対する意識の向上を図るため、全国大会(国民体育大会、全国高等学校大会及び全国中学校大会を除く。以下同じ。)に、盛岡市の代表として選手が出場する場合に、予算の範囲内で、この規程に定めるところにより激励費を交付する。

(交付対象)

第2条 前条に規定する激励費の交付対象は、岩手県大会等の予選会、選考会を経て出場する全国大会とする。

(交付額)

- 第3条 第1条に規定する激励費の額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 小学生以下については、1人につき 15,000 円として算出し、その額が 225,000 円を超える時は 225,000 円とする。
 - (2) 中学生については、1人につき 10,000 円として算出し、その額が 150,000 円を超える時は 150,000 円とする。
 - (3) 高校生については、1人につき 10,000 円として算出し、その額が 150,000 円を超える時は 150,000 円とする。
 - (4) 一般については、1人につき 5,000 円として算出し、その額が 75,000 円を超える時は 75,000 円 とする。

(交付の申請)

- 第4条 激励費の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 全国大会盛岡市代表選手激励費交付申請書(様式第1号)
 - (2) 全国大会開催要項
 - (3) 全国大会出場者名簿
 - (4) 予選会、選考会等の開催要項
 - (5) 予選会、選考会等の結果表
 - (6) 全国大会盛岡市代表選手激励費請求書(様式第2号)

(交付の決定)

第5条 第4条に規定する書類の提出があった場合には、その内容を審査の上、適正と認められるときは、 激励費の交付の決定を行い、全国大会盛岡市代表選手激励費交付決定通知書(様式第3号)により申請 者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第6条 激励費の交付を受けた申請者は、全国大会終了後速やかに、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 全国大会報告書(事業完了報告書)(様式第4号)
 - (2) 全国大会のプログラム
 - (3) 全国大会の結果表

(激励費の返環)

第7条 激励費の交付をうけた申請者が、全国大会に出場しなかった場合あるいは何らかの理由により全 国大会が開催されなかった場合には、激励費を返還しなければならない。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月22日変更)